

令和7年度 第1回横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和7年7月15日（火）13時30分～16時35分
開 催 場 所	横浜市役所18階会議室 さくら14
出 席 者	<p>委員 : 6名（委員については、入札公告時に示します。）</p> <p>事業所管課等：教育委員会事務局教育施設課 赤羽課長、濱田係長 ほか            教育委員会事務局教育政策推進課 高柳課長、安部係長            教育委員会事務局中央図書館企画運営課 柳生課長            教育委員会事務局学校経営支援課 名矢係長            市民局市民協働推進課 吉池係長            こども青少年局地域子育て支援課 長島係長            こども青少年局保育・教育支援課 高田係長            こども青少年局放課後児童育成課 八島係長            鶴見区地域振興課 石井係長</p> <p>担当事務局 : 財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、翼係長 ほか</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	<p>議事</p> <p>（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業について</p> <p>1 特定事業の選定の検討について（審議）</p> <p>2 落札者決定基準の検討について（審議）</p> <p>3 民間事業者の募集要項等の検討について（審議）</p>
議 事 概 要 （ 要 旨 ）	<p>【会議の成立、委員会の運営について】</p> <p>委員出席数が過半数の定足数を満たし会議が成立していることを確認した。</p> <p>また、本件審議にかかる一連の会議については、事前承諾のとおり、適正な競争の確保及び企業ノウハウの保護等をふまえ「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とし、会議における調査審議の経過及び結果は公表することを確認した。</p> <p>（委員一同、意見なし）</p> <p>【議事1 特定事業の選定の検討について（審議）】</p> <p>事業所管課から、資料により特定事業の選定（案）について説明のうえ、検討を行った。</p> <p>【委員長】</p> <p>ただいまの事業所管課からの説明をふまえ、ご意見ご質問があれば自由にご発言をいただきたい。</p>

	<p><b>【委員】</b> 市債の事例が少ないというのは、どのような意味なのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 例えば、15年債については、直近の発行日が平成30年であり、それ以前も2回の発行があるのみでサンプル数が少ない。また、平成30年は低金利時代のものであるため、VFMの算定上は不適切と判断した。</p> <p><b>【委員】</b> それで国債利回りを採用したということで理解した。</p> <p><b>【委員長】</b> それでは、ご発言をいただいている内容で、何かご意見があればお願ひしたい。 (委員一同、意見なし)</p> <p><b>【委員長】</b> それでは、特定事業の選定については、原案了承ということでおろしいか。 (委員一同、了承)</p> <p><b>【議事2 落札者決定基準の検討について（審議）】</b> 事業所管課から、資料により落札者選定基準（案）について説明のうえ、検討を行った。</p> <p><b>【委員長】</b> 落札者決定基準別紙の2項目の小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」について、「教職員にとって使いやすく魅力的な空間となるような工夫について」という表現があるが、教職員にとって魅力的な空間とは、どのようなイメージか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 単にオペレーションのことだけを考えた機能的な空間というよりは、教職員にとって働きやすい空間としての設計アイデアをいただきたいと考えている。 事業説明の際にも、教職員からは、施設が使いやすく、学びやすい施設にしてほしいとの意見があったため、その視点を事業者から提案いただきたいとの趣旨である。</p> <p><b>【委員長】</b> 使いやすさは理解できるが、魅力的な空間が何を意味しているのか教えてほし</p>
--	---

	<p>い。建物の形状で特殊なデザインを入れているといったイメージか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>より良い職場環境で、教職員にとって児童の学びを深めたいという機運が醸成できる建物を提案していただきたい。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>承知した。例えば、教職員用のシャワールームを複合棟の中に用意するといった内容も含まれるということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>学校は基本の仕様があるため、要求水準としてそこまでは求めていない。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>そのような提案があった場合には、その評価があるべきであるが、教職員にとって、単に使いやすくて教育がうまくいくというだけではなく、そこで働いてみたいと思えるデザインや特別な空間が考慮されるということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>本市においても、教職員のなり手が減少している状況のため、少しでも解消できればと考えている。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>承知した。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>働きやすく、環境がよいことで、好循環が生まれるということだと思うので、「教職員」という表現ではなく、「学ぶ側と教える側」や「学びの場をつくる全ての人」といった表現の方が、視点が広がるのではないか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>教える側というのが、先生だけではなく、場合によっては地域の方だったりすることが、複合施設としての本事業のメリットと捉えているため、「教職員」という直接的な表現ではなく、「児童の学びに携わる方々」といった表現に見直す。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>小項目で「複合棟（小学校エリア）」、「体育館」、「グラウンド」と書き分けているが、「体育館」も「グラウンド」も小学校エリアであり、「グラウンド」も複合エリアの一部である。小学校に体育館とグラウンドも含まれることをわかりやすくできるといいのではないか。</p>
--	--

	<p>また、委員長のご指摘については、私も気になる部分ではあったが、評価の視点の性質としては、児童の学びの場、育ちの場としての視点のほか、児童の場だけではなく、教職員の視点も加えたという説明が事業所管課からあって納得した。</p> <p>「教職員にとって使いやすく魅力的な空間」には、働き方改革に資するといった視点が重要。働き方改革の中には、ストレスなく働く、リフレッシュできる、協働できる、コミュニケーションできるといった幅広い内容がある。包含する言葉として、「魅力的な空間」を使っていると理解した。一方で、魅力的というのは、茫漠とした表現であるため、児童と教職員の場の両方を大事にしてほしいということが伝わるように整理すべきである。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>落札者決定基準別紙2項目の中項目「設計業務」について、「説明会を効率的かつ効果的に行う工夫」との記載があるが、説明会自体は市が行うということでしょうか。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ご指摘のとおりである。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>その説明会が円滑に進むように工夫をするという理解だが、それは設計業務といえるのか。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>今回の説明会は、設計段階と工事着手前の段階で、市が2回行う想定であり、事業者には、説明会で使用する資料や、空間イメージが分かるペースの作成を要求水準で求めている。説明会は市の主催であるが、事業者と一緒にやっていくので、その点でいろいろとアイデアをいただきたいとの趣旨である。要求水準は最低限の内容に留めているため、補完的な要素として、「効率的かつ効果的に行う工夫」を検討いただくために記載している。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>要求水準にどのような記載をしているのか。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>要求水準書の69頁「4.2.2. 各種関係機関等との協議・調整業務」の2ポツ目の「設計着手前に市が聴取した、地域住民等からの意見について、積極的に取り入れること」を今回追加した。</p> <p>当初案からあった記載が、4ポツ目の「市が行う周辺住民との調整及び説明会等に協力すること」、5ポツ目の「市が行う豊岡小学校に通学する児童の保護者への説明会等に協力すること」、6ポツ目の「市が行う調整及び説明会等に際し、完成</p>

	<p>後の施設をイメージできるパース等を作成し、市に提供すること」であり、その具体的な方法についてのアイデアを設計プロセスの中に盛り込んでいただきたいとの趣旨である。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>設計業務に関連する業務として協議・調整業務が記載されており、それを効果的に行う提案をしていただきたいとの趣旨を理解した。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>同様に、中項目「設計業務」の1ポツ目について、「子どもの意見表明のための仕組みの工夫」とあるが、これは子どもが意見を言いやすくするとともに、その意見を設計に反映するという理解で合っているか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>本市のこども・子育て基本条例では、子どもが意見を表明する機会を確保する努力義務があるので、機会を確保し、その意見をどのように反映していくのか、時期や方法を提案いただきたいとの趣旨である。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>子どもが意見を表明するというのは、設備の要望等であっても意見を聞くということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ほかの学校建替えにおいても、子どもが意見を表明する機会を確保していく必要があるが、具体的な方法や時期については検討している状況である。今回は民間事業者のノウハウに期待して提案に委ねたい。意見については積極的に取り入れていきたいという思いで記載している。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>事業のどの段階で、どのような子どもの意見を聞くのか、といったプロセスを提案として求めるという理解で合っているか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ご指摘のとおりである。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>「子どもの意見表明のための仕組み」という記載内容をどのように受け取ればよいのか。</p>
--	---

	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>意見表明の方法については、例えば、豊岡小学校の児童に対して、意見箱の形で行う方法から、ワークショップ形式で行う方法まで、規模感も含めて様々な方法があるため、「仕組み」と記載した。また、豊岡小学校に限らず、図書館も含めて行うケースもあると思うので、誰を対象に、どのような方法で、事業のどの段階で行うのか、といった仕組みについて、事業者に考えてほしいとの趣旨である。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>設計業務の項目で、このような表現が入っていると、子どもが意見を表明しやすい設計があるように感じてしまう表現ではないか。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>子どもが意見を表明できるプロセスをうまく組み込めるように、設計業務の段階での取組を提案してほしいということだと理解しているが、記載の表現を変えたほうがよいと考える。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ご指摘をふまえて表現を検討する。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>表現は別として、子どもの意見表明が明記されていることは、横浜のこれからの中学校づくりとして非常に大事なことだと評価している。学校をつくるときに、子どもたちの参加の機会、その子どもたちの思いや夢みたいなものを、そのまま形にできるというものではないが、それを受け止める機会を設けるというのは大事にしていただきたい。</p> <p>また、中項目「設計業務」の2ポツ目について、「保護者や周辺住民などと説明会」とあるが、主体を見定めて意見をしっかり聞くということが基本的な姿勢だと思うので、適切に対応いただきたい。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>最終的には、事業の段階に応じて、関係者から適宜ニーズを収集するといった理解で合っているか。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>地域住民、子ども、保護者などから意見をいただくことを想定している。</p> <p>いただいた意見の全てが反映できるとは限らないが、地域の方々と一緒につくりていけたらと考える。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>過去の事例で、事業者が把握していた地域ニーズに齟齬があったケースもあるた</p>

め、事業者が常に正確な地域ニーズを把握していくというのは、市がニーズを把握し、事業者に伝えていく方がよりよい施設をつくるためにはよいと考える。

#### 【事業所管課】

市が把握している情報が事業者に正しく伝達されないことで、事業進捗が滞ることも予見されるため、「設計業務の評価の視点」については、2つの項目を切り分けて整理し、もう少し分かりやすい表現に変更する。

#### 【委員】

小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」の「児童の居場所づくり」について、図書館の備品はPFIの施設整備費に含まれていることだが、小学校は含まれていないということは、既存の椅子等を使いながら、居場所づくりに資する工夫をしなければいけないと理解で合っているか。

#### 【事業所管課】

小学校の備品の費用は追加していないが、要求水準書の別紙20のPFI事業者に整備していただく「整備備品什器リスト」に、「新たな時代の学び・児童の居場所づくりに資する空間・スペースを設ける場合、提案による」を追記し、そういった提案を受ける余地を残した。

#### 【委員】

予算上もそういった空間づくりができると考えて支障はないのか。

#### 【事業所管課】

費用追加はできていない中でも、民間の創意工夫を活かした提案がなされることを期待している。

#### 【委員】

そこを期待しているというメッセージをちゃんと送ったほうがよい。空間をつくるための家具、新しい学びを生み出すための家具、子どもの居場所を用意するための家具というのは、今までの学校の家具にはなかったものである。新たな時代の学びを実現する学校として、そのような提案は評価するといったメッセージが伝わる表現にすべきではないか。

#### 【事業所管課】

ご指摘のとおり、要求水準書の別紙20「整備備品什器リスト」をメッセージが伝わる表現に修正する。

#### 【委員】

小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」の【放課後キッズクラ

	<p>ブ】の2ポツ目について、「移動」の文言が重複しているため、削除すること。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>本校は大変歴史のある学校であるため、その歴史や思い入れなど、本校が大事にしているものを全体計画に反映してもらうべきと考えるが、どこかに明示しているか。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>同様に、小項目「開業準備業務」に「本施設を多くの区民に知ってもらい愛着を持ってもらう」とあるが、こうしたマインドが歴史や文化につながっていくので、開業準備業務の項目だけではなく、もう少しレベルを上げて、全体計画に反映してもらうべきではないか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>要求水準に歴史がある学校である旨は明記しているが、評価に反映できていなかったため、ご指摘をふまえて検討する。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>評価項目への明記は、応募者側に作用するので、ご検討いただきたい。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」の【全体・小学校】の上から3つまでのポツについて、それぞれの関係性がよく分からぬ。</p> <p>1ポツ目の「児童一人ひとりの生き方を切り拓く学びを大切にしながら」の具体的な内容として、2ポツ目、3ポツ目のことを提案してもらうように求めているのか。それとも、それぞれが別項目として、具体的かつ優れた提案を求めているのか。</p> <p>また、3ポツ目で「新しい時代の学び」、2ポツ目で「学習形態、学習環境の変化」と記載がされているが、その違いもよく分からぬ。</p> <p>さらに、3ポツ目が「新しい時代の学び・児童の居場所づくりに資する工夫、児童にとって使いやすく魅力的な空間となるような工夫」とあり、並列の関係性に見えるため、それぞれ違う提案を出してほしいように見えるが、そうではない気がしており、「新しい時代の学び・児童の居場所づくりに資する工夫」が、「児童にとって使いやすく魅力的な空間となるような工夫」の例だと思う。3つの関係性がよく分からぬので、説明してほしい。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>3ポツ目の記載が一番大きな視点と考えており、「新しい時代の学び・児童の居場所づくりに資する工夫」は、近年、全国の小学校で1人1台端末を持って、過去の教育形態とは異なる新しい時代の学びといった変化に伴って、これから学校をつくっていくという大きな視点で記載している。</p>
--	---

	<p>それを「児童にとって使いやすく魅力的な空間」と並列で記載したため、大小関係のバランスが悪くなり、ご指摘につながったと考える。</p> <p>1ポツ目の「児童一人ひとりの生き方を切り拓く学びを大切にしながら」は、豊岡小学校の運営方針であり、学校の運営方針を知った上で設計してもらいたいとのメッセージとして1ポツ目に記載している。</p> <p>2ポツ目は、これから長期にわたって使用する学校として、将来的な学級数の変動や、学習形態等の大きな変化にも柔軟に対応できる工夫を求めたいとの趣旨である。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>承知した。事業者にとってこの記載で具体的な提案が出るのであれば、異論はない。</p> <p>中項目の「まちづくりに関する事項」について、まちづくりに関する事項が、評価の視点が異なるのに、小項目が同じ名称になっているため、2つ目の小項目を「地域経済への貢献」としたほうがよい。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ご指摘のとおり、修正する。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」の【全体・小学校】の1ポツ目について、運営方針はスローガン的であるため、「児童一人ひとり」という表現が突拍子もなく見えるので、「本校の運営方針にある～」と記載する方が伝わりやすいのではないか。</p> <p>また、2ポツ目も、PFIそのものが長期の事業期間となるので、学級数の変動など長期使用に耐える具体的な工夫等の表現でもよいと考える。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>ご指摘のとおり、修正する。</p>
	<p><b>【委員長】</b></p> <p>小項目「複合棟（小学校エリア）、体育館、グラウンド」の【全体・小学校】の3ポツ目「新しい時代の学び・児童の居場所づくり」について、これは空間の話というより、学びの場所と居場所というのは別のものということを想定しているのか。教室で学んでいない時間帯は居場所とならずに、別の特別な空間を求めているのか。</p>
	<p><b>【事業所管課】</b></p> <p>教室だけでなく、教室以外の部分にも居場所や活動場所があり、端末を持って様々な場所で授業ができる想定している。</p>

**【委員長】**

学ぶ場所と、居場所は別の空間をイメージしているのか。昔は教室自体が、居場所になっていたと思うが、学ぶ場所とは異なる場所で、特別な空間があるほうがよいといったイメージで記載しているのか。

**【事業所管課】**

児童の居場所づくりは、もっと身近なものでよく、例えば、児童が自然と集まつたり遊べる場所などが教室以外にもあることをイメージして記載している。

**【委員長】**

特別な場所をイメージして居場所づくりの工夫を要求しているのか、多人数で作業ができる通常の教室や多目的室をつくることを想定しているのか、あるいは、工作室などを昼休みにオープンにすることを想定しているのか。空間はいっぱいあると思うが、特別な場所をつくるということを想定しているのか、それとも、運営上の工夫の話をしているのか説明してほしい。

**【事業所管課】**

児童の居場所は、多目的スペースなどの特別な場所に限ったものではなく、設計上の工夫で、児童が自然と集まり居心地よい場所が学校の至るところにあることを想定している。

**【事業所管課】**

現在は文部科学省も新しい時代の学びというワードを使っている。教室だけではなく、例えば廊下、階段、体育館、校庭等に人が集い、学校全体が学びの場所でもあり、居場所でもあるといった思想を持って設計していただきたいという思いがこのワードには入っていると捉えている。

**【委員長】**

居場所というのは学びの場所とは違う場所を想定しているのかが疑問に感じている部分なので、いろんなところで学べるのであれば、居場所という言葉は要らなくなるのではという趣旨である。

**【委員】**

居場所は、子どもや先生などの主体にとってその時々に学びやすいとか、ゆっくりいられるとか、そういう場所として捉え直していくうというのが今の考え方としてある。

**【委員長】**

「児童の居場所づくり」が意図する「居場所」というのは、別立ての特別な空間

をイメージしているのかというのが質問である。

**【委員】**

同じ場所が「学びの場」であり「居場所」である子にとっては、別立てではないということだと思うが、様々な場所が用意されていて、子どもの状況や、学びの状況に応じて選べるようになっているという認識である。

**【委員長】**

現在の小学校では、子どもたちが希望したら、希望した教室で学べるようになっているということか。担任が教室を自由に選べる状況になっているということか。

**【事業所管課】**

そのような運営にはなっていない。

**【委員長】**

「学びの場」と別の形で「居場所」というキーワードがあり、あえて「居場所」というキーワードを「学びの場」と並列で記載すると、学びとは切り離された空間が他に必要と読める。

それが違うのであれば、学びの場と居場所を連結させなければいけないし、また別の空間を本当に希望しているのであれば、どのような空間が必要不可欠なのか要求水準の中に明示する必要があると思うが、そのような内容を想定しているのか説明してほしい。

**【委員】**

要するに豊かな空間を希望するということだと思う。学校設計を多くされている設計者には、通じる言葉になっていると思うが、それを明確に定義して示すということではなく、そういう言葉から自由に解釈して提案してほしいということでいいのではないかと思うがいかがか。

**【委員長】**

豊かな空間を希望した場合、現在の建設業者は、それが何を意味しているか伝わるという状態なのか。

**【事業所管課】**

伝わらない可能性があるため、ご指摘のとおり、表現を検討する。

**【委員】**

これを理解できない事業者であれば評価が下がると思うので、このままでもよいと考える。例えば、不登校の人にとって、学校が無機質で古い建物の場合、怖くて暗くて冷たい空間に見えてしまう可能性があるが、安心するような空間があった場

合に、その子がまず学ぶ前にそこに行けるようになり、学校に通えるようになることが考えられる。そういった学習の前提として、まずはそこに行くことができるような居心地がいい空間を学校として用意できることが大事な視点だと考える。

【委員】

居場所のような空間があると、友達同士が話をして何かができる。例えば、次の学習につながるとか、図書室で何か学ぼうという話ができるといった余裕が生まれる。子どもたちが安心してその場にいられるということ自体が、次の学習のきっかけにつながるので、そういった空間としての居場所づくりを前提とすることが文部科学省の新しい時代の学びというキーワードにつながっていくので、それは事業者が理解していることを期待している。

【委員長】

質問内容はソフトの面ではなくて、建物として、教室とは違う空間を想定しているということでよいかというのが当初の質問の趣旨である。

【委員】

教室も、教室と違う空間も両方必要だという趣旨である。

【委員】

「居場所」というのが、「温かい空間」という意味で受け取ったが、「新しい時代の学び」を意識した空間と、「児童にとって使いやすく魅力的な居場所」という捉え方でよいのではないか。

【委員長】

教室には学びが入っている。学びでない場所が想定されているのか。要するに、教室だけではなくて、ほかの面も工夫が入るのであれば、別の空間を用意するということのほうが優れているという判断基準が入ってくる。

【事業所管課】

ご指摘のとおり、特別な空間を用意するという手法もある。また、要求水準に定めている通常の廊下、階段、ほかの特別教室の一部といったところも含めて、様々な児童にとってどこかが居場所となるような工夫をしてほしいと考えている。

【委員長】

それでは教室とは違う場所がここではイメージされているという理解でよいか。

【事業所管課】

正確には、教室以外も想定しているということになる。

	<p>【委員長】</p> <p>「学び」を意識した空間が、教室という認識である。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>「居場所づくり」という点では、教室だけではなく、学校全体で捉えている。</p>
	<p>【委員長】</p> <p>教室以外のことも「居場所づくり」の中に含まれているという理解でよいか。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>ご見識のとおり。</p>
	<p>【委員】</p> <p>スペースが狭くて複合化もする中で、教室以外のスペースは取り得るのか。</p>
	<p>【委員】</p> <p>設計者の腕の見せどころであり、そこを求めていいる。設計というのは組み合わせ方や、関係の持たせ方で新たな活動が生み出されたり、ある場所の用意の仕方で、ある子どもにとっては落ち着ける場所ができたりする。要するに、教育の場というよりも、育つ場を求めていいる。それは先生に教わって育つ、友達同士の交流の中で育つ、あるいは、自分一人でゆっくり考えて育つということ。そういう場として学校を捉え直していこうというのが基本にあると思う。</p>
	<p>【委員長】</p> <p>関連性が分かりにくかったが、例えば、学びやすいような空間を用意するということと、学校全体の中で居心地のよい場所としての空間を創出するということは別の話だろうと思う。別であるならば、中ポツで別の項目としておく方が伝わりやすいと考えるがいかがか。</p>
	<p>【委員】</p> <p>伝わればよいので、ご指摘のとおりの修正でよいと考える。</p>
	<p>【委員】</p> <p>既にお答えいただいているかもしれないが、「新しい時代の学びの工夫」とは、どういう意味か。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>現在、G I G Aスクールなど、児童が1台端末を持つとか、それを教室の椅子に座ってやるだけではなく、例えば、廊下に座って賑やかな雰囲気でタブレットを使った授業を行うなど、一昔前にはなかった様々な教え方や学び方が「新しい時代の</p>

「学び」になるので、様々な場所や人と繰り広げられるような工夫を想定している。

**【委員】**

学びのための形態が自由ということか。

**【事業所管課】**

ご見識のとおり。廊下と教室がオープンになる形態も新しい時代の学びと捉えている。

**【委員】**

それは2ポツ目の「学習環境の変化」や「用途転換」と同じ話か。

**【事業所管課】**

2ポツ目は、先ほどお伝えしたとおり、施設をつくって終わりではなく、長期的な視点で柔軟に対応していく必要がある。

**【委員】**

この3個のポツの関係性が不明確との指摘があったと思うが、今の議論は恐らく「新しい時代の学び」、「学びの場としてそこをどう活用するか」というのは恐らく2ポツ目の話で、それとはまた別に、「学校自体が居心地よく」、「様々な子どもが過ごしやすい居場所にする」というのが3ポツ目の話なのかなと思う。

**【委員長】**

事業者が、発注の意図を理解できるのであれば異論はないが、本当に理解できるのかは疑問があるので、より一層分かりやすい記載のほうがよいと考える。学びの場と居場所、居心地よさは切り離してもいいと思うがいかがか。各委員の意見を聞いていると、学びというのは、必ずしも勉強のためだけの空間ではなく、様々な育ちの場ということである。

**【委員】**

学校設計に関わる人々は、文部科学省の新しい時代の学びに関する報告書や関連情報、あるいは同じようなことをテーマにした学校の実例などを参考にしており、目指す価値や目標はある程度共有されていると思う。その上で、学校の特性に応じた提案を行おうとしている。ここでは「学び」や「居場所」とは何かについて深く議論する必要はなく、そこはあまり突き詰めないでも大丈夫だと思う。

**【委員長】**

それは議論しているわけではなくて、別の空間のことを想定しているかどうかと、何を要求して、何を期待しようとしているのかということに対する確認にすぎない。いいとか悪いとか、価値観の問題は一切質問の中には入っていないくて、空間

としてどういうものを想定しているのかということが、業者のほうに伝わればそれはいいのだが、読んでいて分かりにくいということの指摘を我々としてはしているということになる。建設する側が当然理解しているという前提よりも、期待する内容を明示するほうがより良い結果につながると考える。

【委員】

そのようにしていただければ結構だと思う。

【事業所管課】

ご意見を踏まえて表現は見直す。

【委員長】

表現を少し整理していただいて、重複する部分は重複するという形での説明があつてもいいかと思うが、別物かどうかということが混乱するような表現は極力避けたほうがいい。

【事業所管課】

承知した。

【委員長】

それから、同じ頁の一番下、これも設計業務の中で、利用者のニーズを設計段階で捉まえて、設計に反映させるという意味合いであれば、そのような書きぶりにしたほうがよい。

それから、次の頁の開業準備業務の中で、「本施設を多くの区民」という表現があるが、「住民」や「利用者」ではなく、あえて「区民」という名称を使用した理由を確認したい。

【事業所管課】

区の施設がメインだということで、まずは区民利用ということで記載したのだが、特にこだわりはなく、趣旨としては、地域の方々とか、ご利用になる多くの方々に知っていただきたいということで記載している。

【委員長】

先ほどの設計業務の中で、「保護者や周辺住民への」という使い分けをしているので、意図的でなければ、同じ言葉を用いたほうが誤解を招かずにする。

【事業所管課】

承知した。

**【委員長】**

他に指摘や言い足りない点があれば、先生方から意見をいただきたい。表現についても、より適切と思われるものがあれば、修正の提案をお願いしたい。

**【委員】**

この辺は、どう表現しても応募者には伝わると思うので、委員会としての表現を考えてもらえば構わない。

**【委員長】**

そうであれば、何か所か少し表現を分かりやすくするとともに、少し記載ミスがあったところは、修正する必要がある、場所としては、落札者決定基準の別紙でいうと、複合棟の中の最初の上半分ぐらいの表現を少し整理していただきたいということ、「教職員にとって使いやすく魅力的な」というのも、これも「働きやすい」とかの表現のほうが分かりやすいため、特段問題がなければそのように修正するほうがいいと思う。

それから、設計業務に関しても既にご指摘のあった点なので、これも表現を工夫してもらいたい。

先ほどの区民の話は、どちらかに統一していただければ結構だと思う。

最後に、まちづくりに関する事項の中で、2つ目の中項目に関しては、地域経済への貢献という形に切り替えてもらう修正をすることで、そのほかに何か各委員からご意見等、あるいは、ここを少し手直ししてほしいとか、付け加えるべき、加除修正等があればご指摘いただきたい。

他にはよろしいか。

特に追加的なことがなければ、今復唱した点に関して、修正等を入れていただくことを踏まえて、原案了承ということでおよろしいか。

(委員一同、了承)

**【委員長】**

それでは、了解されたものとして処理する。

**【委員】**

再確認したいことがある。落札者決定基準の別紙「評価の視点、配点及び様式への記載事項等」の小項目「工程計画」の「評価の視点」に「既存施設の閉所期間がなるべく短くなるように」とあり、また、その下の小項目「工事期間中の安全、環境、学習等への配慮及びマネジメント上の工夫」の「評価の視点」に「工事期間中の騒音・振動等に配慮し、学校運営や近隣への影響を最小限にするなどの工夫」について記載がある。この中に「工事期間中の教育環境の確保」が含まれているのか。そうでなければ、「学校運営への影響」に「教育環境の確保」も明記する方が望ましい。

	<p>例えば、工事期間中の運動場の確保や特別支援児童に対する配慮など、横浜市が重視している点を踏まえ、「教育環境の確保」を表現に加えるといい。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>含まれているという認識であったが、分かりづらい部分があるため、「学校運営」の前あたりに「教育環境の維持」を追記したい。横浜市は建て替えを何校かやっているが、例えば体育館や給食室ができたら壊すなど、使えない期間がないような工夫等々、ローリング方式で建て替えをやっている。校庭に建物が新しくできるパターンが多いので、校庭がない期間は体育館が必ず使えるようにするなど対応している。教育環境の維持という観点も非常に大事なので、入れておきたい。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>環境アセスメントの面から考えても、委員の発言のとおりだと思う。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>既に了承された内容に加え、中項目「建設・工事監理業務」の小項目「工事期間中の安全、環境、学習等への配慮及びマネジメント上の工夫」に関して、「学校運営」だけでなく「教育環境の維持」を含めるよう修正を加える。これを追加修正として了承いただくことによろしいか。</p> <p>(委員一同、了承)</p> <p><b>【議事(3) 民間事業者の募集要項等の検討について(審議)】</b></p> <p>事業所管課から、資料により説明の上、検討を行った。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>ただいまの事業所管課からの説明をふまえ、ご意見ご質問があれば自由にご発言をいただきたい。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>要求水準書の84頁にあるホームページ作成業務について、事業者がサーバーを用意するのか。横浜市のほうでサーバーがあって、ドメインがあって、そこで公開するような印象があったが、そうではないのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>横浜市のサーバーに置くと市のホームページの規格になってしまい、独自のデザインがしにくいので、サーバーは外に置くことにして、横浜市の施設のホームページであることが分かるドメインを指定することになる。</p>
--	--

	<p><b>【委員】</b></p> <p>ホームページの仕様について、自治体のほうでデザインのプランディングポリシー、例えばロゴの位置やカラー等が体系的に決まっていると思うが、そのようなことは「仕様」という一語に表されているということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>市民にとって必要な情報がより視覚的に分かりやすいホームページを想定しており、横浜市の規格に則ったホームページの仕様は適用しない考えだ。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>そうだとすると、ホームページの階層が深くなるにつれ、手作り感が出てしまい、横浜市としての統一されたプランディングや市民とのコミュニケーションに関するコントロールをどのようにしていくのか気になるところだ。それに対して「仕様」という言葉だけで大丈夫なのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>それについては、要求水準書の中では「セキュリティー協議」という言葉で表している。ホームページを作るのに、市の広報部門やプランディング部門との協議が必要であり、その中で市のその時点の基準をクリアさせていくことを想定しているため、協議という言葉を入れている。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>ホームページの広報で、どの施設に重点を置くかは事業者にお任せなのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>市民が主に利用する施設である、図書館、区民活動センター、子育て支援拠点を想定している。</p>
	<p><b>【委員】</b></p> <p>「解体業務+整地」について、市が実施するものとPFI事業者が実施するものとがあるようだが、どのような理由から取扱いが異なるのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b></p> <p>最初に横浜市が、既存のプレハブ校舎（現家庭科室）の解体を実施し、あとはPFI事業者が建物を建てて、現校舎を取り壊し、体育館とグラウンドを整備し、新しい体育館に引越しする。最後に横浜市が現体育館を取り壊す。最初と最後は工事のタイミングの調整がしやすく、ローリングに影響がないかという観点で仕分けをしている。</p>

	<p><b>【委員】</b> 解体は民間のノウハウが発揮しにくいとの説明があったので、確認した。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 解体工事自体には設計や運営のノウハウが発揮されづらいが、すべてを市で実施するのではなく、ローリングに影響する部分はPFI事業の中で実施する。</p>
	<p><b>【委員】</b> 開業準備業務の中に、例えば、開校式の内容や、新しい施設の設計意図も含めたパンフレット作り、あるいは、完成した施設の利用方法などを伝えまとめ、異動されてくる先生にも伝えていけるような資料を用意することは含まれるのか。それができるといいと思う。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 市民向けのものしか想定していなかったが、施設を利用する側にも設計の意図や狙いを伝えていくことは重要だと思うので、追加する。</p>
	<p><b>【委員】</b> 文部科学省が今年3月に学校施設での収益化に関する通達を出している。背景には、徴収した施設利用料を学校の教育活動や施設の維持・充実に充てていくことが狙いとして考えられる。それについては、どう考えているのか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> それについては十分に考慮していなかったが、自主事業においても施設の空き時間や場所を活用し、児童の放課後活動や地域利用に資することが重要と考えている。PFI事業者から徴収する利用料は公共施設として必要な対価としていただくものであり、稼ぐというよりも、有効活用という観点で考えている。得られた利用料収入を児童に還元するという視点も重要と考える。</p>
	<p><b>【委員】</b> いま注目されている国の方針なので、いいモデルとなるような形を少し考慮してもらえるといい。</p> <p><b>【委員】</b> 市民利用施設エリア・保育所エリアの引越しは、令和12年9月30日までに完了することになると思うが、市の説明資料の注釈によると、工夫によって前倒ししてほしいということが含まれるか。また、そのことが評価に影響するのか確認したい。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 令和12年7月31日に複合棟の引渡しを受けた後、鶴見図書館は夏休み期間中の利</p>

用を考慮し、引越しは夏休み後の8月26日以降とするが、保育所は制約がなければ夏休み中の引越し、9月1日の供用開始とすることも構わないと考えており、必ずしも10月1日の開設にこだわってはいない。ただ、保育所の早期の引越し、供用開始を評価に影響させることは考えていない。

【委員長】

設計、建設の対価の一部を前払いすることについて、何をベースに40%以下の範囲の中で決めていくのか。

【事業所管課】

各年度の出来高の4割を超えない範囲で提案してもらうことになるが、各事業者においては、出来高を想定して、完成前の一時払い金を提案してくることが想定される。

【委員】

施設の利用手続やシステムは業務に入っているのか。

【事業所管課】

要求水準書129頁に市民利用施設の「施設の予約受付及び管理」という業務を記載しており、次の図表40では区民活動センターの会議室の予約、次頁では図書館の仕事・学習スペースや一部の閲覧席の予約について、事業者が構築するホームページ上で可能とする予定。事業者との対話を通じて、市が想定する機能例として「予約開始のタイミングを管理者が設定できること」や「予約可能な日程、時間帯を設定できること」を追加した。また、会議室等の利用は無料を想定している。

【委員】

体育館の解体工事は別の事業者に依頼するのか。

【事業所管課】

市のほうで別途、従来型の発注をする。

【委員】

継続中の本体工事と解体作業が重なる可能性がある中で、出入りや役割分担、使用範囲の区分けは明確になるのか。

【事業所管課】

工事としては並行しない予定であり、建物建設が終わるのを見計らって、市側が発注のタイミングを合わせることになる。

	<p><b>【委員】</b> その後の借地権の設定についても、タイミングを見て借地権の設定に進むということでおろしいか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> ご指摘のとおり。</p> <p><b>【委員】</b> 横浜市では、コミュニティスクールというのを自主的に積極的に活動している学校もたくさんあるが、事業者による施設管理によってこのような自主的な活動しづらくなる懸念があるが、その辺の調整についてはどう考えているか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 要求水準書では、コミュニティスクールや学校運営協議会に限定していないが、既存で学校の施設を利用しているところがあれば、きちんと調整し、現状使っているところが優先的に利用できるよう配慮されることになる。</p> <p><b>【委員】</b> 利用者の一つとして申込むということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> そのとおり。</p> <p><b>【委員】</b> 横浜で進めているという木質化について、地元木材の使用などの具体的な指定が要求水準書の中で参考可能な形で入っているのか。つまり評価に直結してくるというか、地元の歴史や文化に関係してくるので、何か明示的に示した方がいいのかどうか確認したい。</p> <p><b>【事業所管課】</b> 公共工事の仕様書だと、県産材の使用について記載があるが、要求水準書には地元材の使用に関する記載はない。ただ、準用する基準の中に、地域材を使うこと、それが駄目なら国産材を使うといった規定はある。また、木材利用の促進に関する市のガイドラインがある。</p> <p><b>【委員】</b> もともと森を育てるという意味で、木材利用促進があるというのが環境的には位置づけられていると思うので、そうなると、神奈川の森を育てたほうがよくて、その次は日本の森ということになる。</p>
--	--

**【委員】**

横浜では水源林など地域の木材を活用し、木育を通じて子どもに還元する取組が行われているので、おそらく提案者は、その趣旨を理解して提案してくる。そうすれば、少し評価に反映してもいいかとは思う。

**【委員長】**

地域経済への貢献という角度から評価されることだが、先生ご指摘の点とは少し違う意味合いか。

**【委員】**

このガイドラインの趣旨に沿った使い方ということになろうかと思う。森林や低炭素化社会など、いろいろな趣旨が書かれていたと思う。

**【事業所管課】**

今回追加した項目で、木材利用促進の工夫というところに環境への配慮を入れている。

基本的には県産材という言い方をしているが、それはなかなか数がないので、横浜市の場合は、まずは道志の木の使用、さらには国産材の使用という構成になっている。今のこの項目でその部分まで評価できるかというとなかなか難しいところだが、優れた提案があれば、そこで読むことになると思われる。

**【委員長】**

評価の視点のところで、今回付け足した木材利用促進について特別な意味を加えたほうがいいということか。

**【委員】**

逆に地元材が少ないからこそ使うことを打ち出していくほうが、市民へのコミュニケーションとしては意味がある。ただ、ガイドラインにもあるし、提案事業者も理解しているのだから、それを加点すればいいということであれば、評価する側で考慮すればいい話だ。

**【委員】**

事前説明の際には、木材に関する項目はなかったので、明確にガイドラインを出している横浜市として、学校の建設にあたりそれが評価の対象になるということを示すことが大事だと申し上げた。今日のような形で市からの提案を受け、私としては、対応してもらったと感じている。

**【事務局】**

木材利用のガイドラインは、どちらかというと環境への配慮という観点でつくられているのが基本だと思う。確かに地域経済への貢献という観点もあるかもしれない

いが、そこの視点で何か木材利用を絡めて提案が出されたら、両方で評価できる。地域経済への貢献というところもあるので、そちらでも評価できるということは、提案内容によってはあり得る。

【委員】

私が言及しているのは経済についてなのだが、子どもが木材を触って、それが昔から横浜市で重視されていた木材なのだと触れられる。その子どもが将来大きくなつたときに、林業はすてきだなと思うとか、何かにつながっていくようなもの、要するに教育的な意味合いも含めての議論だ。ただ、評価のほうで対応すればいいということもあるので、その辺りの意思決定は迷うところだと思う。

【委員長】

要求水準書などで限定すればするほど、提案事業者からすると縛りがきつくなつてくるので、動きにくくなるというのはある。いろいろな方々に申し込んでもらう機会を確保するという意味では、ある程度提案者側の提案にお任せすることがあってもいいと思う。そこを工夫してもらうのがPFIだと思うので、記載の意図を提案者に酌んでもらうというスタンスでもよろしいかと思う。

【委員】

木材利用をどの程度位置づけているのか。江東区にある木の学校のようなものが望ましいのか、それとも一般的なものでいいのか。

【事業所管課】

横浜市のガイドラインにある「1平米当たり0.01立米の木を使用する」というと、内装材に木が使用されるぐらいの分量になる。横浜市では、万騎が原小学校が構造躯体から木材を使用している。今回のPFI事業ではそこまで求めているものではなく、先ほど子どもの居場所の話もあったが、子どもが木に触れる、温もりを感じるという木育みたいなものが、表面でも椅子でも、なるべく木を多く使うことで、教育には効果があると思っており、全部が木ではなくて、ある程度の内装材に木材を利用するというイメージで書いている。

【委員】

審査する側としては、ちゃんと評価する枠があればいいと思う。今回の事業用地は、少なくとも法的に木造は建設できない。

【事業所管課】

ご指摘のとおりで、今回造るところは商業地域で防火地域もかかっているので、構造躯体をすべて木で造るというわけにはいかない。

	<p><b>【委員長】</b></p> <p>それでは、他にご意見等なければまとめに入る。</p> <p>要求水準書の中身については、確認事項は幾つかあったが、特段修正を加える事項はなかったと思う。</p> <p>修正事項としては、落札者決定基準の別紙「評価の視点、配点及び様式への記載事項等」のところになる。こちらは、表現を分かりやすくしてほしいといった要望があったので、修正をお願いしたい。それ以外については、修正は特段要求されたわけではないと認識している。</p> <p>については、答申案は、事務局と私のほうで1度練ったうえで、各委員に確認いただき、そのうえで市に提出という流れで進める。</p> <p>それから、先ほど事業所管課から説明があったとおり、本日提示がなかった要求水準書の「別紙4 測量図」と「別紙31 使用料等の算定の考え方」の2点については、私のほうで必ず確認するので、私に一任ということでお願いできればと思うが、よろしいか。</p> <p>(委員一同、了承)</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>それでは、本日の審議はここまでとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
議事資料	① 事前説明時からの変更点 ② 特定事業の選定について（案） ③ VFM算定根拠 ④ 入札説明書（案） ⑤ 要求水準書（案） ⑥ モニタリング基本計画（案） ⑦ 落札者決定基準（案） ⑧ 様式集（案） ⑨ 基本協定書（素案） ⑩ 事業契約書（素案） ⑪ 実施方針等に関する質問・意見への回答 ⑫ 個別対話における確認事項への回答（案） ⑬ 要求水準書（案）別紙 ⑭ 要求水準書（案）参考資料